



# 「管理職」の待遇と対応について

今年1月、大手ファーストフード社に対し『店長は管理職とは言えない』と、未払い残業代2年分などの支払を命じる判決が下され、大きな話題となりました。管理職手当を支給していれば「管理監督者」として残業手当は不要なのか、それとも根本的な転換が必要なのか。

実はこの問題は大手チェーン店だけのものではないのです。小売業・サービス業だけではなく、製造業をはじめとする全ての産業で曖昧になっていたこの問題に、今こそ手を打っておくことが、企業防衛の面からも、コンプライアンスの面からも、必要とされています。

このセミナーではまず、一挙にクローズアップされた“名ばかり管理職”の問題を正確に理解していただき、次に管理監督者の処遇で見直すべきポイントと対応策を解説します。

## 【開催要項】

日時	平成20年6月3日(火) 13時30分～16時
会場	かながわ労働プラザ 第3会議室 横浜市中区寿町1-4 最寄駅:JR石川町駅 (受付票に地図を添付いたします)
定員	40名(先着順、定員になり次第〆切)
受講料	会員 5,250円 一般 9,450円 テキスト代、消費税等含む

## 【講師紹介】

(株)ヒューマンリソースみらい 専務取締役  
社会保険労務士 **阿部 毅** (あべ たけし) 氏

1968年東京生まれ。大卒後、大手百貨店に勤務。在職中は労働組合専従として成果主義賃金制度の制定に中心的な役割を果たす。2005年12月より現職。県内を中心に中小企業経営者の悩みに数多くかわかり、実態をふまえた労務管理を提案している。賃金・退職金制度、就業規則の見直しを得意とする。

賃金分析の第一人者である北見昌朗氏主宰 北見塾3期生。

## 申込方法

右の申込書欄にご記入の上、切り取らずにFAXでお申し込み下さい。  
当所で受付した後FAXで返信する受講票に振込先や支払期日等を記載しておりますので、そちらに基づいて受講料をお振り込みください。  
(振込手数料はご負担願います)

お問い合わせ・お申し込み先

中小企業相談部 相談指導課 (望月(恵))

TEL 045-671-7454

FAX 045-671-7496

## 【セミナーの内容】

- 1. 主要判決(事例紹介)**
  - 自動車部品製造業、管理職名目の残業代不払い 労基署、社長を書類送検へ
  - ファーストフード店判決「店長は管理職にあらず」
- 2. そもそも「監督もしくは管理の地位」の定義とは**
  - 経営者に求められる4つの要因
  - 「経営者と一体の立場」とは
  - 「一般従業員よりも賃金面で優遇」とは
  - 「業務の裁量権がある」とは
  - 「勤務時間に対して細かく制約を受けない」とは
- 3. 管理監督者に対する割増賃金の支払い方**
- 4. 会社側に求められる対応策**
  - 管理監督者の人数を絞って明確化する
  - 経営者と一体の仕事をしてもらう
  - 曖昧なことはやらない
  - 賃金体系を見直す

企業名

所在地

TEL

FAX

参加者名

所属部署・役職等

お申込みから一週間以上経過しても受講票が届かない場合は、送受信の行き違いの可能性がありますので会議所までご確認下さい。またご記入頂いた情報は、セミナー、管理に関する連絡、通知及び商工会議所からの各種情報提供のために利用します。